

特記仕様書

(専任を要する主任技術者の兼務)

請負代金の額が4,000万円以上の工事のうち、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が路程で10km程度の近接した場所において、同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者は二箇所まで建設工事を管理する事ができる。

(現場代理人の兼務)

以下の条件を全て満たす場合に現場代理人の兼務を認める。

- ・兼務工事件数は二件までとし、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
- ・兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないものであること。
- ・監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- ・担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、原則一日一回以上、担当工事現場を巡回し、現場の安全管理等に当たること。
- ・一方の現場を離れるときに連絡責任者を指名しておくこと。

尚、現場代理人の兼務については、あらかじめ八女市長が承認した場合は、この限りでない。